

# 一般社団法人全日本かるた協会 役員報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という）の定款に基づき、本協会の役員報酬に関する規程を定めるものである。

## (理事の報酬)

第2条 本協会の理事の報酬は原則として無報酬とする。

## (監事の報酬)

第3条 本協会の監事の報酬は毎事業年度につき総額300,000円以内とする。

2 前項の報酬は毎事業年度開始日から3か月以内に支払うものとする。

ただし、法人設立初年度は、事業を継承した特例民法法人において、すでに当該事業年度の報酬を未払いの場合にのみ、支払うこととする。

## (費用の弁償)

第4条 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用は、これを請求のあった日から30日以内に支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

## (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本協会の役員報酬に関する必要な事項は、理事の同意を得て、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人全日本かるた協会定款を施行した日から施行する。